

## 令和4年第8回臨時会会議録

招 集 年 月 日	令和4年9月28日（水曜日）			
招 集 場 所	伊江村議会議事堂			
開 会	9月28日 10時00分 渡久地政雄議長宣言			
閉 会	9月28日 10時52分 渡久地政雄議長宣言			
出 席 議 員 （ 応 招 議 員 ）	1	渡久地 政 雄 議員	7	島 袋 勉 議員
	2	知 念 邦 夫 議員	8	島 袋 義 範 議員
	3	宮 城 弘 和 議員	9	亀 里 敏 郎 議員
	5	虻 江 修 議員	10	名 嘉 實 議員
	6	並 里 晴 男 議員	11	内 間 広 樹 議員
欠 席 議 員				
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 島袋 裕次 君 主 査 金城 成 君			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	村 長	名城 政英 君	副 村 長	内 間 常 喜 君
	教 育 長	玉 城 洋 之 君	総 務 課 長	西 江 忍 君
	福 祉 課 長	新 城 米 広 君	住 民 課 長	平 敷 兼 清 君
	会 計 管 理 者	玉 城 睦 美 君	企 画 課 長	島 袋 英 樹 君
	農 林 水 産 課 長	浦 崎 悟 君	建 設 課 長	知 念 利 次 君
	商 工 観 光 課 長	金 城 幸 人 君	教 育 行 政 課 長	万 寿 祥 久 君
	医 療 保 健 課 長	山 城 直 也 君	公 営 企 業 課 長	玉 城 正 朝 君
	農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 城 篤 君	総 務 課 長 補 佐	古 堅 裕 喜 君
議事日程及び会議に付した事件	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

## 令和4年第8回伊江村議会臨時会議事日程（第1号）

令和4年9月28日（水）午前10時00分 開 会

日程	議案番号	件名
第1		仮議席の指定
第2		議長選挙

## 令和4年第8回伊江村議会臨時会 追加議事日程（第1号の追加1）

日程	議案番号	件名
第1		会議録署名議員の指名（2番 知念邦夫・3番 宮城弘和）
第2		会期決定の件
第3		副議長の選挙
第4		議席の指定
第5		常任委員の選任
第6		議長の常任委員の辞任
第7		議会運営委員の選任
第8	決議第3号	議会広報調査特別委員会設置に関する決議
第9		沖縄県介護保険広域連合議会議員の選挙
第10		閉会中の継続調査申出について
第11	同意第7号	監査委員の選任について
第12	議案第58号	令和4年度伊江村一般会計補正予算（第4号）

○ 議会事務局長 島袋裕次君

おはようございます。事務局長の島袋です。本臨時会は一般選挙後、初めての議会です。議長が選任されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。年長議員の亀里敏郎議員を御紹介いたします。

○ 臨時議長 亀里敏郎君

ただいま紹介されました亀里敏郎です。地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお祈いします。

ただいまから、令和4年第8回伊江村議会臨時会を開会します。

(開会時刻10時00分)

本日の会議を開きます。

日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席はただいま着席の議席とします。

次に村長から挨拶の申し入れがあります。これを許します。

○ 臨時議長 亀里敏郎君

村長 名城政英君。

○ 村長 名城政英君

それでは開会前に一言御挨拶を申し上げます。

令和4年第8回伊江村議会臨時会を開催するにあたりまして、去る9月11日に施行されました村議会議員選挙におかれまして、めでたく当選を果たされた10人の皆様、改めて心からお喜びを申し上げます。本日は当選後の初議会となります。本議会において正副議長の選挙並びに常任委員の選任など、新たな議会構成が行われ本格的な議会運営がスタートすることになります。議員各位におかれましては、今後4年間、健康には十分留意され、二元代表制のもとで、それぞれの立場を尊重し議論を重ね、村の振興発展と村民の福祉向上、豊かな村づくりのための政策形成に御尽力を賜りますよう、心からお願いを申し上げ初議会の開催にあたっての御挨拶とさせていただきます。

なお追加ですが、お手元に、今回行政報告をしませんので、児童生徒の活躍状況、それから北部地区の共進会の結果表、それと今期葉たばこの買入れの実績の資料をお手元に配付してございますので、後ほど御覧いただければと思います。

簡単ですが、御挨拶にかえたいと思います。よろしくお祈いをいたします。

○ 臨時議長 亀里敏郎君

これで村長の挨拶は終わりました。

日程第2 議長の選挙を行います。お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって指名の方法については、議長が指名することに決定しました。

議長に渡久地政雄議員を指名します。お諮りします。

ただいま議長が指名しました渡久地政雄議員を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました渡久地政雄議員が議長に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

渡久地政雄議員、議長当選の承諾及び御挨拶をお願いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

それでは一言、当選の御挨拶を申し上げます。

先ほど、議員各位の全会一致の御推挙によりまして、第23代伊江村議会議長の要職に就任することができましたことに、心から厚く感謝を申し上げます。

村民からいただいた深い信任のもと、その期待に応えるべく、10人の議員とともに、村政の発展と住民福祉の向上を目指し、議会の円滑な運営に誠心誠意、努力する所存でございます。

議員は、住民の声に耳を傾け、その声を行政に届ける。議会は行政の監視機関であり、意思決定の最高の場であると考えます。果たす役割を重々認識し、互いに島の将来像に向け、向こう4年間、全身全霊で議長職を全うしたいと決意するものであります。

議員各位、並びに名城村長をはじめとする村当局の温かい御指導と御鞭撻をお願い申し上げまして、御挨拶といたします。ありがとうございます。

○ 臨時議長 亀 里 敏 郎 君

渡久地議長、議長席にお着きを願いたいと思います。

しばらく休憩します。

(休憩時刻10時09分)

○ 議長 渡久地 政 雄 君

再開します。

(再開時刻10時09分)

本日のこれからの日程は、お手元に配付したとおりでありますので、御了承願います。

日程に入ります。

追加日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番 知念邦夫議員、3番 宮城弘和議員を指名します。

追加日程第2 会期決定の件を議題にします。お諮りします。

本臨時会の会期は、本日限りの1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって会期は、本日1日間に決定しました。

追加日程第3 副議長の選挙を行います。お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって指名の方法については、議長が指名することに決定しました。

副議長に内間広樹議員を指名します。お諮りします。

ただいま議長が指名しました内間広樹議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました内間広樹議員が副議長に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。内間広樹議員。

副議長当選の承諾及び御挨拶をお願いします。

○ 副議長 内 間 広 樹 君

このたびの伊江村議会議員選挙において、4期目の当選を果たすことができ、村民の皆様に衷心より感謝を申し上げます。ただいま全会一致をもちまして、副議長に当選させていただきました。誠にありがとうございます。

副議長という立場でしっかり議長を補佐し、これまでの議会活動の経験を活かしながら、議会の円滑な運営を図るために議員相互の融和を図ってまいります。

議員各位の御指導、御鞭撻をお願い申し上げます。大変簡単ではありますが挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

追加日程第4 議席の指定を行います。

議席は会議規則第4条第1項の規定によって、ただいま着席のとおり指定します。なお、1番は議長席、11番を副議長席とし、4番は欠番とします。

追加日程第5 常任委員の選任を行います。お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条の規定によって、総務常任委員に、島袋 勉議員、名嘉 實議員、島袋義範議員、宮城弘和議員、渡久地政雄議員の5人。経済・公営企業常任委員に、並里晴男議員、知念邦夫議員、虻江 修議員、亀里敏郎議員、内間広樹議員の5人を、それぞれ指名したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、各常任委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。これから各常任委員会の正副委員長を互選していただきます。

休憩します。

(休憩時刻10時13分)

再開します。

(再開時刻10時14分)

これから諸般の報告をします。

各常任委員会の委員長及び副委員長が次のとおり決定した旨、通知を受けましたので報告します。

総務常任委員会の委員長に島袋 勉議員、副委員長に名嘉 實議員。経済・公営企業常任委員会の委員長に並里晴男議員、副委員長に知念邦夫議員。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで、諸般の報告を終わります。

休憩します。

(休憩時刻10時15分)

○ 副議長 内 間 広 樹 君

再開します。

(再開時刻10時16分)

追加日程第6 議長の常任委員の辞任を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、渡久地政雄議長の退場を求めます。

〔渡久地政雄議長 退場〕

渡久地政雄議長から、その職責上の理由によって、常任委員を辞任したいとの申し出があります。お諮りします。

本件は、申し出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって渡久地政雄議長の常任委員の辞任を許可することに決定しました。

休憩します。

(休憩時刻10時16分)

〔渡久地政雄議長 入場〕

○ 議長 渡久地 政 雄 君

再開します。

(再開時刻10時17分)

追加日程第7 議会運営委員の選任を行います。お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条の規定によって、島袋 勉議員、名嘉 實議員、並里晴男議員、知念邦夫議員、内間広樹議員の5人を指名したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議会運営委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。これから議会運営委員会の正副委員長を互選していただきます。

休憩します。

(休憩時刻10時18分)

再開します。

(再開時刻10時19分)

これから諸般の報告をします。

議会運営委員会の委員長及び副委員長が次のとおり決定した旨、通知を受けましたので報告します。

議会運営委員会の委員長に島袋 勉議員、副委員長に並里晴男議員。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

追加日程第8 決議第3号 議会広報調査特別委員会設置に関する決議を議題とします。

本案は提出者、島袋 勉議員、賛成者、亀里敏郎議員から提出されております。

本案についての提案理由の説明を求めます。7番 島袋 勉議員。

#### ○ 7番 島袋 勉 議員

議会広報調査特別委員会設置に関する決議。

次のとおり議会広報調査特別委員会を設置するものとする。

記1. 名称 議会広報調査特別委員会。2. 設置の根拠 地方自治法第109条及び委員会条例第5条。3. 目的 議会広報の編集及び発行に関する調査。4. 委員の定数 4人。5. 調査期限 調査終了まで閉会中もなお調査を行うことができる。

(提出理由) 議会広報は議会と住民を結ぶ掛け橋であり、議会の審議・活動状況を広く住民に知らせる重要な役割を担っている。この議会広報の充実強化を図り、編集委員として十分な活動ができるようにするため「議会広報調査特別委員会」を設置する。

以上です。

#### ○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。討論は省略します。

これから決議第3号 議会広報調査特別委員会設置に関する決議を採決します。お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって決議第3号 議会広報調査特別委員会設置に関する決議は、原案のとおり可決されました。

ただいま設置されました、議会広報調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条の規定によって、並里晴男議員、名嘉 實議員、知念邦夫議員、宮城弘和議員の4人を指名したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会広報調査特別委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

これから議会広報調査特別委員会の正副委員長を互選していただきます。

休憩します。

(休憩時刻10時23分)

再開します。

(再開時刻10時25分)

これから諸般の報告をします。

議会広報調査特別委員会の委員長及び副委員長が次のとおり決定した旨、通知を受けましたので報告します。

議会広報調査特別委員会の委員長に並里晴男議員、副委員長に名嘉 實議員。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

追加日程第9 沖縄県介護保険広域連合議会議員の選挙を行います。お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、指名の方法については、議長が指名することに決定しました。

沖縄県介護保険広域連合議会議員に、島袋義範議員を指名します。お諮りします。

ただいま議長が指名した島袋義範議員を沖縄県介護保険広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました島袋義範議員が沖縄県介護保険広域連合議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。島袋義範議員。

追加日程第10 閉会中の継続調査申出について議題とします。

議会運営委員長、総務常任委員長、経済・公営企業常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

追加日程第11 同意第7号 監査委員の選任について、議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、虻江 修議員の退場を求めます。

〔虻江 修議員 退場〕

本案について提案理由の説明を求めます。村長 名城政英君。

#### ○ 村長 名城政英君

同意第7号 監査委員の選任についての提案理由を御説明いたします。

地方自治法第196条第1項により、議員のうちから監査委員を選任する規程に基づきまして、議会の同意を求めるところでございます。これまで議会選任の監査委員として御尽力賜りました、内田竹保監査委員の任期満了に伴うものでございます。

その後任といたしまして、虻江 修議員の選任をお願いするものでございます。虻江氏におかれましては、宮城県の職員として25年間、総務部並びに農政部門を歴任され、豊富な行政経験を有し、また1期4年間、

村議会議員としての経験を有しております。虻江 修議員を適任として御同意をお願いするものであります。

以上で、提案理由とさせていただきますので、御審議方よろしく願いをいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を許します。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから同意第7号 監査委員の選任について採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって同意第7号 監査委員の選任については、同意することに決定しました。

休憩します。

(休憩時刻10時30分)

〔虻江 修議員 入場〕

再開します。

(再開時刻10時31分)

追加日程第12 議案第58号 令和4年度伊江村一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

議案第58号 令和4年度伊江村一般会計補正予算(第4号)の提案理由を御説明申し上げます。

令和4年度伊江村一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによりたいと思います。

(歳入歳出予算の補正)第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,276万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億6,164万5,000円と定めたいと思います。

2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思います。

なお、詳細につきまして、事項別明細書をもって各担当課長から御説明いたしますので、御審議方よろしく願いをいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

福祉課長 新城米広君。

○ 福祉課長 新 城 米 広 君

事項別明細書、歳入1ページをお願いします。16款1項1目民生費国庫負担金6,276万5,000円の増額計上です。8節、細節101. 1,520万円の計上は、住民税非課税世帯を対象に1世帯当たり10万円を給付する臨時特別給付金事業でございますが、増額要因には2つありまして、1つ目は令和3年度の給付実績766世帯の7,660万円に対し、国の交付決定が670世帯分の6,700万円で、差額の96世帯分、960万円は、令和4年度に追加交付するとの国からの通達に基づき、今回960万円を補正計上しております。2つ目は、令和3年度に給付した同事業におきまして、令和4年度新たに支給対象世帯となった56世帯の560万円を計上し、合計1,520万円を計上しております。細節102. 及び細節552. は、事務費に係る金額を計上しております。細節551. 価格高騰緊急支援給付金事業4,500万円の計上は、令和4年9月26日付、内閣府からの通達により、令和4年度住民税非課税対象に5万円を給付する事業で、対象者を概算で900世帯として計上しております。なお、事務費を含め、詳しくは歳出にて説明いたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 西江 忍君。



○ 総務課長 西 江 忍 君

次に、歳出の説明に移らせていただきます。歳出1ページ、2款1項4目財産管理費60万円の計上は、24節細節101. 財政調整基金積立金で本補正予算の財源調整を今後の負担に備え、積み立てる措置を講じてございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

福祉課長 新城米広君。

○ 福祉課長 新 城 米 広 君

歳出2ページをお願いします。3款2項1目児童福祉総務費5,316万5,000円の増額計上です。まず、概要としまして、細節550. は、新型コロナウイルス感染症が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、特に困難に直面している住民税非課税世帯に対して1世帯当たり10万円を給付する事業であります。令和4年度の対象世帯は、令和4年6月1日を基準日として、令和3年度は住民税課税世帯だった世帯で、令和4年度に住民税非課税世帯となった世帯が対象となります。つまり新たに令和4年度に住民税非課税世帯になった世帯が対象世帯となります。細節551. は、電気、ガス、食料品などの高騰により、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対して1世帯当たり5万円を給付する事業であります。対象世帯は、令和4年9月30日を基準日として、令和4年度、住民税非課税世帯が対象となります。では、予算の詳細を説明いたします。3節、職員手当等は、事業執行に要する担当職員の残業手当、10節需用費は用紙代や封筒代、プリンター、トナー代、輪転機のインク代などです。11節役務費は、多くの切手代や口座振込手数料、12節委託料は、システムの改修委託料でございます。18節、細節550. は、令和4年度の住民税非課税の対象世帯に対する臨時特別給付金としまして56世帯、560万円を計上しております。細節551. は、価格高騰緊急支援給付金事業として900世帯、4,500万円を計上しております。支給時期につきましては、システム改修や対象世帯との確認書のやりとり等がございますので、11月中旬ごろをめどに進めてまいります。また、令和3年度の給付金の実績と交付額との差額960万円につきましては、財源組替え措置を行っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

歳出3ページをお願いします。6款農林水産業費、1項3目農業振興費、18節負担金補助金及び交付金、細節686. 伊江村肥料価格高騰緊急対策事業の900万円は、肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和を目的とし、前年度と比較した肥料コスト上昇分の15%以内を村が補助するものであります。簡単に事業概要を説明します。事業目的は、円安やウクライナ情勢などにより肥料価格が高騰していることから、農業経営への影響緩和を目的とします。北部管内では、伊江村を含め3村が同様の事業を実施を予定しております。補助概要は、国が肥料価格上昇分の7割を補助する事業を決定しており、県がそれを受けて、総務省の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、上昇分の残り15%を支援することが決定しております。村は最後の残りの15%について、県と同様に同事業を活用して支援を行うものであります。現在は、一般財源としておりますが、地方創生臨時交付金の村と国との協議が整い次第、12月定例議会で財源の補正を予定しております。価格上昇率は、別に農政局長が定めることとなっておりますが、現時点ではまだ定まっておらず今回の補正は直近のマスコミ報道及び県の積算と同様に価格上昇率を前年度と比較して45%と見込んで計上しております。令和4年6月から10月の秋肥料、令和4年11月から令和5年2月に購入分の春肥料を対象とします。補助対象者ですが農業者グループとなっており、JA伊江支店が事務局を行っているさとうきび生産組合や和牛改良組合、園芸生産組合などはJA伊江支店が取りまとめを行い手続を行う予定です。太陽の花、葉たばこ耕作組合などは、それぞれの組合等が取りまとめを行い手続を行うことを想定していま

す。いずれの団体にも所属しておらず完全に個人で生産出荷をしている農家については、JAおきなわが代理で申請できるのか、JA本店内部で協議が継続中であります。結論がまだ出ておりませんが、仮にJAが手続を行わない場合も村で、個人の農家を支援できる体制を整えられるよう検討中でございます。

以上で、議案第58号 令和4年度伊江村一般会計補正予算（第4号）の提案理由の説明を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。歳入、質疑を許します。

16款、国庫支出金。歳入ございませんか。〔「進行」の声あり〕

進行します。歳出、款ごとに質疑を許します。

2款総務費、1ページ。〔「進行」の声あり〕

進行します。3款民生費。〔「進行」の声あり〕

進行します。6款農林水産業費、3ページ。6番 並里晴男議員。

○ 6番 並 里 晴 男 議員

細節686. 伊江村肥料価格高騰緊急対策事業につきまして、先ほどの農林水産課長の説明でその他、生産農家はこれからJAの協議をするということで、協議がJAができない場合はまた村としても検討したいということを説明されましたが、JAの協議は、いつごろまで行われるのか。そしてその協議ができないというときには、村としてはまたいつごろからそういうことを検討することをやるのか。その期間について、お伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

当該事業、国の事業7割上昇率補助するという事業は、全県的に行われますし、県事業も全県的に行われます。JAは、JAおきなわとして全県的に個人の農家をどうするのかというのを継続して判断しているということで、我々も日々確認をしているところであります。当該事業は国事業は10月から交付申請の手続が始めることができます。県もやることは決定しているんですが、細かな様式などはまだ定めておりませんが、10月中には手続が進められる県の事業、県の残り15%上昇、それに併せて村も行いたいと思いますのでJAも、沖縄県全域で個人農家の手続ができるかというのは、10月中には判断していただける形になると思います。村がやる場合は、伊江村が事務局をしている産地協議会だとか、担い手支援協議会などがございますので、そのような協議会の名前をもって5個以上の農業団体、農業者の集まりとなっているので、5個以上の個人を、5個以上に必ずなると思うので、JAがやらない場合は村のそういう協議会などを活用してやっていきたいと思います。いずれにしましても、説明会などを10月に開催したいと考えているところであります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。7番 島袋 勉議員。

○ 7番 島 袋 勉 議員

先ほどの説明の中では、12月の定例会で補正して予算執行を行いたいと説明がありましたが、実際の農家サイドにその助成金が、補助金ですか。が入るのは、いつぐらいを想定しているのか、お伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

12月の定例会で補正を行うのは、コロナの地方創生感染症対応臨時交付金の歳入部分を補正させて、今一

般財源で全部計上しておりますので、財源の内訳を補正させていただきたいと思います。今回歳出予算を計上したので、予算の執行は可決いただければ執行できることとなります。交付申請をして、実績報告が、年度を明けてからになるので、来年度の入金に関しては4月以降になると思います。ちょっと支払い時期がまだ、詳細が決まっていないんですけど、例えば6月から10月の秋肥料と、11月から来年、令和5年2月の春肥料を対象としているので、秋肥料分の交付申請を先にやっていただいて、これの実績報告が10月以降に出していただければ、年度内に支払いも可能かなと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

ただいまの説明で上昇分が70%とか、15%とか、そういうパーセンテージで今、言われたんだけども具体的に例えばきび肥料だったら、今いくらぐらい上がっているのか。そういう具体的な数字はわかりませんか。今、70%とか15%、45%の高騰とかというのは説明は受けたんですけども、実際に我々が例えば1,000円だったのが、1,200円、1,300円になっていますよと。この200円のうちのいくら農家に渡りますよという、ちょっと何かきび肥料でもいいので、何か一つ具体例がわかるんでしたら説明願いたい。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

肥料ごとに価格の上昇率は異なるんですが、現在の積算においては肥料全体の価格上昇率を平均したときに、前年度と比較して全体として45%上がっているという積算でやっています。この45%という係数は、国が今後農水省が定めるんですが、上昇率は各肥料ごとに計算して補助するのではなくて、1本で全体の平均で算出されます。まだ国が示していないので、現時点では肥料は全体的にそれぞれ個別に上昇率があると思うんですが45%で計算していて、今後国が示した上昇率が45%であれば、そのまま45%分の上昇率に対して国が7割支援して、県が15%支援して、村が15%支援するという形になります。今、手元に例えばさとうきびのどの飼料が何パーセントというのは持ち合わせていなくて、全体として45%上がっているということで今、予算計上しております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題となっています議案第58号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第58号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第58号 令和4年度伊江村一般会計補正予算（第4号）を、採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第58号 令和4年度伊江村一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

次にお諮りします。会議規則第45条の規定により、本臨時会において議決された案件について、その字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、その字句、数字その他の整理は、議長に一任することに決定いたしました。

これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和4年第8回伊江村議会臨時会を閉会いたします。

(閉会時刻10時52分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき  
ここに署名する。

伊 江 村 議 会

臨時議会議長 亀里敏郎

議 会 議 長 渡久地 政 雄

議 会 副 議 長 内 間 広 樹

署名議員（2番） 知 念 邦 夫

署名議員（3番） 宮 城 弘 和